

信濃町就職・移住学生支援事業補助金交付要綱

令和8年4月1日信濃町告示第 号

(目的)

第1条 この要綱は、東京圏の大学等を卒業する学生の町内への移住及び就職を支援し、もって定住の促進に資するため、東京都内に本部を置く大学等の東京圏内のキャンパスに通学する学生であって、町内に移住する者に対し、予算の範囲内で信濃町就職・移住学生支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、信濃町補助金交付規則（昭和48年信濃町規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学又は大学院をいう。
- (3) 学生 大学等の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏（条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域その他これに準ずる地域として総務省が定めるものをいう。）を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）する者をいう。
- (4) 移住 町内に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を町内に置くことをいう。
- (5) 交通費 卒業年度の6月1日以降採用内定日までの間に行われる、内定先の企業等の採用面接又は採用試験（以下「採用試験等」という。）に要した往復交通費（公共交通機関の利用に係る経費に限る。）をいう。
- (6) 移転費 町内へ移住するための引越し業者への支払、車両借上料その他移転に必要な経費をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

- ア 大学等の卒業年度において、東京圏（条件不利地域を除く。）に継続して居住していること。
- イ 大学等を卒業し、速やかに町内に移住すること。
- ウ 申請日において、大学等の卒業日から1年以内であること。ただし、就業開始後に申請する場合は、就業開始日から1年以内であること。
- エ 町内に補助金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。
- オ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- カ 信濃町暴力団排除条例（平成23年信濃町条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- キ 町税等（町民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料その他町が賦課徴収する公課をいう。）を滞納していないこと。
- ク この補助金と趣旨を同じくする国又は他の地方公共団体の補助金等（移住支援金等）を受給していないこと。

(2) 就業に関する要件

- ア 勤務地が長野県内又は新潟県妙高市若しくは上越市に所在する企業等に就職すること。
- イ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業すること。
- ウ 町内から通勤が可能な範囲内での勤務地限定型社員として採用されること。
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗営業者でないこと。
- オ 官公庁等への就職でないこと。ただし、地方公共団体から補助を受けていない第三セクターへの就職はこの限りでない。
- カ 就職者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就職でないこと。

（補助額）

第 4 条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、算出された額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- （1）交通費 採用試験等に要した往復交通費の 2 分の 1 以内の額とし、8,500 円を限度とする。ただし、企業等から交通費が支給されている場合は、往復交通費から当該支給額を控除した額の 2 分の 1 以内とする。
- （2）移転費 移住に要する最低限の実費であることを証明できる場合は当該実費の額（160,000 円を限度）とし、実費であることを証明できない場合は定額 66,000 円とする。ただし、企業等から移転費が支給されている場合は、当該支給額を控除した額（証明できない場合は定額から控除した額）とする。

2 前項の規定による補助金の交付は、同一年度内において 1 人につき 1 回限りとする。

（交付申請及び実績報告）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、町内への転入後、規則で定める期日までに、信濃町就職・移住学生支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1）誓約書兼同意書（様式第 1 号の 2）
- （2）内定証明書（様式第 2 号）又は就業証明書
- （3）大学等の在学証明書又は卒業証明書（卒業年度等の確認ができるもの）
- （4）交通費及び移転費の領収書（金額、支払日、支払先及び内訳が確認できるもの）
- （5）移住元の住所を確認できる書類（住民票の除票の写し、賃貸借契約書等）
- （6）本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等の写し）
- （7）振込先金融機関口座を確認できる書類（通帳の写し等）
- （8）その他町長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定）

第 6 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、信濃町就職・移住学生支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、審査の結果、補助金を交付することが不相当と認めるとき、又は予算の範囲を超えると認めるときは、信濃町就職・移住学生支援事業補助金不交付決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 7 条 前条第 1 項の規定による通知を受けた者は、信濃町就職・移住学生支援事業補助金交付請求書（様式第 5 号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（報告及び立入調査）

第8条 町長は、補助金事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、必要があると認めるときは、申請者又は就業先企業等に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 全額の返還

- ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかとなった場合
- イ 卒業後1年以内に第3条第2号に規定する要件を満たす就職を行わなかった場合
- ウ 就業日から1年以内に第3条第2号に規定する要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に同号の要件を満たす別の企業等に就職した場合はこの限りでない。この場合は速やかにその旨を町長に届け出るものとする。）
- エ 町内への転入日から3年未満に町外に転出した場合

(2) 半額の返還

町内への転入日から3年以上5年以内に町外に転出した場合

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

信濃町就職・移住学生支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

信濃町長 様

申請者：住 所 信濃町大字
氏 名
電話番号

信濃町就職・移住学生支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請し、及び実績を報告します。

記

1 申請者情報

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
大学等	大学名：	学部・学科：	
卒業年月日	年 月 日（卒業・卒業見込）		

2 就職・移住の状況

移住（転入）日	年 月 日	移住前の住所	
就職先企業名		就業開始日	年 月 日
勤務地	<input type="checkbox"/> 長野県内（市町村名：） <input type="checkbox"/> 新潟県妙高市・上越市		

3 交付申請額

区分	かかった経費 (A)	企業からの支給額 (B)	差引額 (A-B)	補助申請額 (100円未満切捨て)
交通費	円	円	円	① 円 上限 8,500円・1/2
移転費	円	円	円	② 円 上限 160,000円又は は定額 66,000円
合計				金 円

※ 企業からの支給額がない場合は「0」と記入してください。

4 添付書類

- (1) 誓約書兼同意書（様式第1号の2）
- (2) 内定証明書（様式第2号）又は就業証明書
- (3) 大学等の在学証明書又は卒業証明書
- (4) 交通費及び移転費の領収書（金額、支払日、支払先、内訳が分かるもの）
- (5) 移住元の住所を確認できる書類（住民票の除票の写し等）
- (6) 本人確認書類（マイナンバーカード等の写し）
- (7) 振込先金融機関口座を確認できる書類（通帳の写し等）

誓約書兼同意書

私は、信濃町就職・移住学生支援事業補助金の申請に当たり、信濃町就職・移住学生支援事業補助金交付要綱の内容を理解した上で、下記の事項について誓約及び同意します。

記

1 誓約事項

- (1) 申請内容及び添付書類に虚偽はありません。
- (2) 信濃町に転入した日から5年以上、継続して信濃町に居住します。
- (3) 要綱第3条に規定する暴力団員等ではありません。
- (4) この補助金と趣旨を同じくする国又は他の地方公共団体の補助金等を受給していません。
- (5) 要綱第9条の規定に該当した場合は、速やかに町長に報告し、交付された補助金の全額又は半額を返還します。

【返還規定の確認】

<全額返還>

- ・虚偽申請が発覚した場合
- ・卒業後1年以内に要件を満たす就職を行わなかった場合
- ・就業日から1年以内に離職した場合（退職日から3か月以内に要件を満たす別の企業等に就職する場合を除く。この場合は速やかに町長へ届け出ること。）
- ・転入日から3年未満に町外へ転出した場合

<半額返還>

- ・転入日から3年以上5年以内に町外へ転出した場合

2 同意事項

- (1) 補助金の交付要件の確認のため、私の住民基本台帳の記録、町税等の納税状況及び就労状況について、町が公簿等により調査することに同意します。
- (2) 県及び町が本事業の実施状況を確認するため、必要な報告及び立入調査を求めた場合は、これに応じます。

年 月 日

信濃町長 様

住 所 信濃町大字

氏 名（自署） _____

様

信濃町長

印

信濃町就職・移住学生支援事業補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、信濃町就職・移住学生支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、額を確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円

- 2 交付の条件
 - (1) 信濃町就職・移住学生支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
 - (2) 申請の内容に変更が生じたとき、又は要綱第9条（返還規定）に該当する事由が生じたときは、速やかに町長へ報告すること。
 - (3) 転入日から3年未満に町外へ転出した場合は補助金の全額を、転入日から3年以上5年以内に転出した場合は半額を返還しなければならない。

様

信濃町長

印

信濃町就職・移住学生支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったこのことについて、審査の結果、下記の理由により補助金を交付しないことに決定したので通知します。

記

不交付の理由

例：要綱第3条に定める要件を満たしていないため。

様式第5号（第7条関係）

信濃町就職・移住学生支援事業補助金交付請求書

年 月 日

信濃町長 様

申請者：住 所 信濃町大字
氏 名
電話番号

年 月 日付け指令 第 号で交付決定兼確定通知のあった信濃町就職・移住学生支援事業補助金について、要綱第7条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行・信金 農協	支店・本所	支店・支所
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義	※申請者本人名義に限る		